

令和8年3月19日 東京本曜会例会

## 老後の不安（お金、人、判断力） に備える最新の生前対策

拓実リーガル司法書士法人

代表社員 松本万紀

TEL 042-512-7506

1

## 本日のセミナーの目的

老後って不安だらけですよ。

介護のこと、お金のこと、認知症はじめ病気のこと、障害のある子どものこと、田舎の不動産や実家のこと、お墓のこと・・・

漠然と悩むのではなくて、不安をひとつひとつ分解・分析して、不安の正体を知り、それに対応する解決方法が必ずありますから、それを教えます。

不安が解消され、進むべき道がわかったら、あとは実行に移すのみ。

私たちがお手伝いをします。

今日はお悩みをみんなで分かち合って、みんなで解決を目指しましょう！

2

## 相続登記の義務化：令和3年の法改正

△正当な理由なく**3年以内**に相続登記を申請しない場合、**10万円以下**の**過料**が科される可能性。 cf.)相続人申告登記

相続登記	相続人申告登記
相続により不動産を取得する者を確定し、登記簿に反映させる手続き	自分が相続人であることを申告する簡易な手続き
遺産分割協議や遺言書が必要	戸籍などを提出（相続登記より必要書類が少ない）
登記名義人は売却や贈与など不動産の処分が可能	不動産を処分する権限がなく、売却をする場合、相続登記が改めて必要

5

## 老後の不安の分類

大きく分けると3つ。

- ①お金の心配
- ②支えてくれる人の心配
- ③病気や判断力の低下の心配

つまり「お金」「人」「判断力」この3つ。

6

## 判断力が落ちたときの備え

- 医療機関で定期チェックをしている
- 自分の代わりに手続きをしてくれる人を決めている
- 財産管理を任せる体制を考えている
- 認知症などへの備えを考えている

9

## お悩みの分析ができれば、 次は、解決法です！

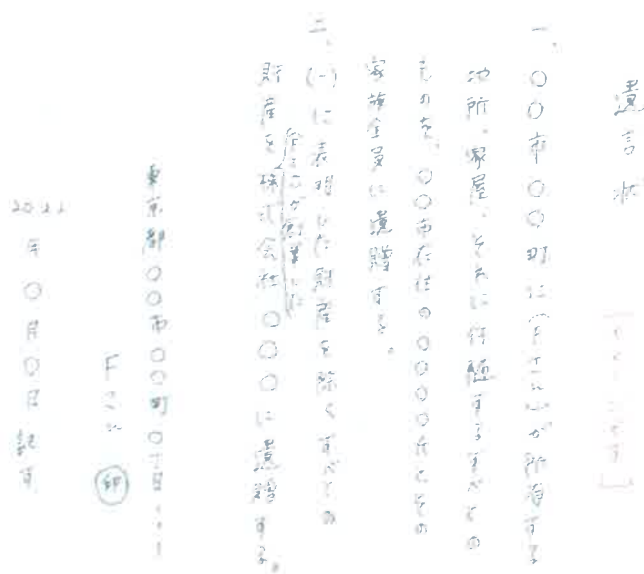
- ▶ 遺言だけではもう古い。  
複雑化・多様化する時代に合わせ、生前対策も進化しています。  
特に死後事務委任契約をはじめとした様々な契約があります。
- ▶ 「やっておけば防げたのに…」そんなお客様を大勢見てきました。  
準備に「早すぎる」ということはありません。
- ▶ 生前対策をすることで逆算して人生プランを立てられ、  
より、現在の「生き方」が充実することをお約束いたします。

10

## ワンマン社長の ワンマン遺言事件

東京都内で複数塾を経営していた敏腕経営者Fさん

自筆証書遺言を遺しており、遺言書の要件は満たしているものの、内容に曖昧な表現が多いことから遺言執行の手続きが大変なことに…！



13

## 遺言書の種類

自筆証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 財産目録以外ワープロ不可、全て手書き</li> <li>• 死後、「発見されない」「破棄される」おそれあり</li> </ul>
公正証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公証人が遺言者の口述を筆記して作成</li> <li>• 公証役場で保管、家庭裁判所の検認手続き不要</li> </ul>
秘密証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ワープロOK、公証役場に出頭</li> <li>• 自分で保管、公証人は内容についてチェックしない</li> </ul>

方式・様式に厳密な決まりがある

反すると効力なし

14

14

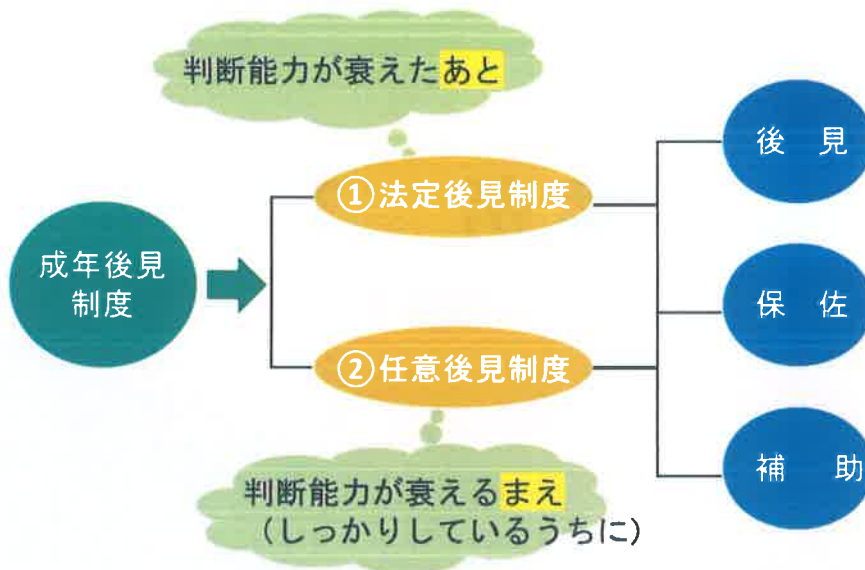
## 実例 2

17



18

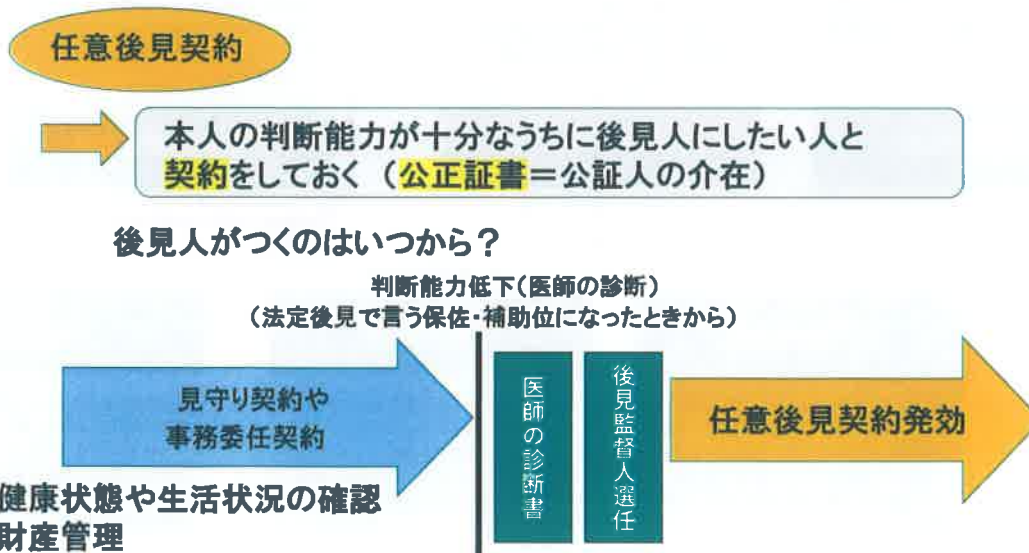
## 成年後見制度の種類



21

21

## 任意後見制度とは？



22

22

### 事例紹介 3

## 自分の最期は自分らしく、立つ鳥跡を濁さず (1)

大前提！

- 遺産の分け方を決めておくのが、**遺言書**。  
自分一人で行える。
- 遺産分け以外の、死後の事務手続きを委任するのが  
**死後事務委任契約書**。  
自分（委任者）とお願いする人（受任者）で契約する。

25

### 事例紹介 3

## 自分の最期は自分らしく、立つ鳥跡を濁さず (2)

■ 死後事務委任契約は、こういうかたにおすすめです

状況	理由	代表的な死後事務内容
家族・親族がいない	葬儀・役所手続・遺品整理をしてもらう必要がある	葬儀、納骨、各種契約の解約等
家族に迷惑をかけたくない	親族が高齢や甥姪など・多忙・疎遠など	公共料金・年金停止、住居解約、SNSやサブスク等解約
特定の希望がある	散骨・墓じまい、ペットの世話・デジタル遺品整理など	各種解約、埋葬方法の指定
パートナーが法定相続人でない	内縁・同性パートナー	葬儀・遺骨の引取権限の付与

26

さいごに・・・

生前対策はすべておひとりおひとりオーダーメイドです。そのかたが満足いく内容になるよう様々なご提案をいたします。

初回ご相談は無料ですので、お気軽にご連絡をください。

ご清聴、ありがとうございました。

